改正

解体等工事を行う場合は、石綿(アスベスト) 含有の有無の事前調査が必要です!

大気汚染防止法

POINT

原則すべての建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修工事 について、石綿含有の有無に関する事前調査が必要となりました (令和3年4月1日から)

さらに、<u>一定規模以上の解体工事の事前調査結果</u>について、 労働基準監督署と自治体への報告が必要となります (令和4年4月1日から)

解体等工事の受注

石綿粉じんが飛散しないことが明らかな作業 を除き全ての解体・改修工事について

石綿粉じんが飛散しないことが明らかな作業

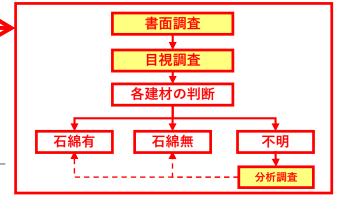
単一素材(木材、金属、石、ガラス)、畳、電球等のボルト、ナット等の固定具の取り外し、 釘の打ち抜き等軽微な損傷しか及ぼさない作業、 既存の塗装の上に新たな塗装を行う作業等

事前調査

建材毎に、

- ①設計図書その他の書面調査(書面調査)
- ②現地での目視による調査(目視調査)

※令和4年4月1日 以降着工の工事から <u>一定規模以上(裏面参照)</u> の工事の場合 石綿の有無に関わらず



事前調査結果の報告

「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、PC等から労働基準監督署と自治体へ報告



事前調査結果の備付、記録

調査結果は、<u>現場への備え付け(掲示)</u>、<u>記録の3年間の保存</u>が必要

厚生労働省 三重労働局

(R3.12)

事前調査のポイント(1)

事前調査の対象

工事の対象	工事の種類
全ての建築物(建設設備を含む)	解体・改修工事(※1)
工作物(※2)	解体・改修工事
鋼製の船舶	解体・改修工事

※1「建築物の改修」とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等のうち、穿孔(穴あけ)等を伴うものを含みます

※2「工作物」とは建築物以外のもので、土地、建築物に設置(埋設)されている全てのものをいいます(上下水道管、貯蔵設備、発電設備、エレベーター、エスカレーター、化学ブラント等)

事前調査の方法

事前調査は、解体等対象物の全ての材料について、

- ・設計図書等の文書(電磁的記録を含む)による確認(書面調査)
- ・目視による確認(目視調査)

の両方の確認により、製品を特定

- - - → 製品の特定

特定できない場合は 分析調査またはみなし措置

- ア 製品のメーカーによる証明や成分情報等と照合する
- イ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する

のいずれかの方法で行う必要があります (例外あり→ポイント3参照)

事前調査結果報告の要件

- 一定規模以上(事前調査結果の報告が必要)の工事とは
 - ・解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
 - ・請負金額が100万円以上である建築物の改修工事
 - ・請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事

をいいます

「特定工作部」とは、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、 貯蔵設備、発電設備(太陽光、風力発電を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブル を含む)、トンネルの天井板、プラットフォームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道 の駅の地下式構造部分の壁・天井、をいいます

事前調査のポイント2

事前調査結果の報告方法

事前調査結果の報告は、「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、PC 等から、以下の事項を入力することにより報告してください

- 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、 工事の名称及び概要、調査終了日
- ・ 工事の実施期間
- 解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事の場合は、 床面積の合計
- •請負金額が100万円以上である建築物の改修工事、特定の工作物の解体 又は改修工事の場合は請負代金の金額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の 有無(無の場合は判断根拠)の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要(建築物の場合に限る)
- 石綿作業主任者の氏名(石綿等が使用されている場合に限る)

なお、「石綿事前調査結果報告システム」の利用に際しては、事前に 「gBizID」の登録が必要となります

石綿事前調査結果報告システム

(https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp)

※2022年3月公開予定

gBizID

(https://gbiz-id.go.jp)



事前調査結果報告の流れ



1回の操作で、労働安全衛生法と大気汚染防止法両方の報告ができます

事前調査のポイント3

事前調査の方法(例外)

対象物件が下表の左欄の場合は、右欄に掲げる書面調査でかまいません

対象物件	方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の 石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築 物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の 記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書(又は相当 する証書)の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶(日本国内で着工したものに限る)又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等 で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、 平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガ スケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグラン ドパッキンの設置日を設計 図書等で確認

事前調査を行うものの資格要件

令和5年10月1日より、「建築物の解体・改修」の事前調査は、必要な知識を有する以下の資格者等に行わせる必要があります

- ・建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く)
 - 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は これらと同等以上の能力を有すると認められるもの(日本アスベスト 調査診断協会の登録者等)
- ・一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
 - 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、
 - 一戸建て等石綿含有建材調査者

事前調査およびその他の石綿関連の法令規制の詳細は、最寄りの労働基準監督署へ問い合わせていただくか、

「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください

石綿総合情報ポータルサイト

検索

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp